

Ⅲ 耕地・農作物の部

この部には、耕地面積及び農作物の生産量に関する統計の結果を収録した。

1 耕地

- (1) 耕地面積は、7月15日現在で対地標本実測調査の方法により行い、巡回・見積りによる現地確認及び関係機関からの情報収集等により補完し取りまとめた。
- (2) 耕地の定義及び基準は、次のとおりである。
 - ア 耕地：農作物の栽培を目的とする土地で、本地とけい畔を合わせたものをいう。
 - イ 本地：直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
 - ウ けい畔：耕地の一部にあつて、主として本地の維持に必要なものをいう。
 - エ 田：かんがい施設を有し、たん水を必要とする作物を栽培することを常態とする耕地をいう。
 - オ 畑：田以外の耕地で、普通畑、樹園地（果樹などの木本性作物を1a以上集団的に栽培する畑）と牧草地（牧草の栽培を専用とする畑）をいう。

2 作付面積及び収穫量（水稻、麦類、大豆、雑穀、工芸農作物、その他豆類、飼料作物及びかんしょ）

- (1) 作付面積
ここでいう作付面積とは、は種又は植付けし、発芽又は定着した作物の利用面積をいう。
- (2) 収穫量
水稻については、標本実測調査、作況基準となるほ場の調査結果を基に取りまとめた10a当たり収量に前記の作付面積を乗じて取りまとめた。市町村別については、加工統計として当該市町村における調査結果や関係機関・団体からの情報等により作成した。
その他の作物については、集出荷団体等や標本経営体に対する往復郵送調査結果等を基に取りまとめた。
なお、収穫量とは、栽培し収穫、収納したもののうち、品質・規格が一定基準以上のものの量をいう。
- (3) 年産区分
普通作物の年産区分は、作付け年のいかんを問わず収穫した年（通常の収穫最盛期の属する年）とし、暦年をもって表す。したがって、作業又は販売などの都合により収穫が翌年へ持ち込まれても翌年扱いとはしない。
- (4) 小豆、いんげんの市町村別収穫量については、作付面積が50ha以上の市町村について作成した。作付面積は、北海道の収穫量に占める当該市町村の収穫量合計の割合がおおむね80%以上となるように設定した。

3 作付面積及び収穫量・出荷量（野菜、果樹）

調査品目ごとに集出荷団体・集出荷業者等及び標本経営体に対する往復郵送調査結果等を基に取りまとめた。
なお、ここでの表章項目の定義及び約束は、次のとおりである。

- (1) 作付面積とは、前記2(1)作付面積の項で説明したことのほか、温室、ハウスなど施設に作付けした場合は、作物の栽培に直接必要な作物間の通路などの空闲地を含めた利用面積をいう。ただし、水だめ、ポンプ、ボイラーなどの施設の面積は含めない。したがって、温室・ハウス等の施設と施設の間の空闲地は作付面積としない。
なお、アスパラガスの作付面積は、栽培面積のうち株養成期間でその年に収穫がない面積を除いた。
- (2) 栽培面積は、集団、散在にかかわらず栽培された永年性作物（宿根性の多年生作物を含む。）の調査日現在の利用面積をいう。
- (3) 結果樹面積とは、農家が当該年産の収穫を意図して結果させた（結果させる予定のものも含む。）栽培面積をいう。
- (4) 収穫面積は、作付面積のうち収穫・出荷した花きの利用面積をいう。
- (5) 収穫量は、栽培し収穫、収納したもののうち、品質・規格が一定基準以上のものの量をいうが、野菜の場合、収穫量の計測は出荷時の形態によって行った。

4 作付（収穫）面積及び出荷量（花き）

集出荷団体、集出荷業者及び個人出荷農家等への郵送調査結果及び関係機関からの情報収集等を基に取りまとめた。

5 農作物作付延べ面積

全作物の作付（又は栽培）面積の合計をいう。したがって、年産区分を同一とする季節区分別野菜など同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを合計した面積とする。

6 農作物被害

- (1) 被害面積とは、農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した面積をいう。取りまとめは被害種類別に行う。
- (2) 被害量とは、農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量から減収した量をいう。
- (3) 被害面積率は、被害面積の作付面積に対する割合を百分比で表したもので、被害の拡がりを示す。
- (4) 被害率は、被害量の平年収量に対する割合を百分比で表したもので、被害の深さを表す。

7 生産者の米穀在庫等

この調査は、平成26年4月から27年3月までの期間、販売を目的とする水稻の作付が10 a 以上ある販売農家を対象に実施した。